

様式第9号・記載例（法第28条第1項関係「事業報告書等提出書」）

事業報告書等提出書

提出書の提出年月日を  
記載する

年 月 日

日立市長 殿

日立市長宛に提出するが、2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人（仮認定含む）は、従たる事務所を設置している都道府県知事宛にも提出する必要がある。

住所  
名称  
代表者氏名  
電話番号

印

法人印

下記に掲げる前事業年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）の事業報告書等について、特定非営利活動促進法第29条（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、提出します。

記

- 1 前事業年度の事業報告書 2部
- 2 前事業年度の活動計算書 2部
- 3 前事業年度の貸借対照表 2部
- 4 前事業年度の財産目録 2部
- 5 前事業年度の年間役員名簿 2部
- 6 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面 2部

（備考）

- 1 法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により他の都道府県知事が所轄する法人が提出する場合は、1から6までの書類の提出は各1部とする。
- 2 法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により他の都道府県知事が所轄する法人が提出する場合は、「住所」欄に茨城県内における事務所の所在地を併記すること。
- 3 「5 前事業年度の年間役員名簿」は、前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿とすること。
- 4 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の団体が定めるところによること。